

国立大学法人島根大学と中海・宍道湖・大山圏域市長会との  
包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と中海・宍道湖・大山圏域市長会（以下「市長会」という。）が包括的な連携・協力のもと、両者が有する人的・物的資源を有効活用し、中海・宍道湖・大山圏域（以下「圏域」という。）を中心とする地域の活性化、産業振興及び人材育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において圏域とは、米子市、境港市、松江市、出雲市、安来市に日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町を加えた5市7町村のエリアをいう。

(連携・協力)

第3条 第1条の目的を達成するため、島根大学と市長会は次の事項について連携・協力する。

- (1) 産業振興及び新産業創出に関する事項
- (2) 観光振興及び圏域内の観光資源の発掘に関する事項
- (3) 文化的資源を活用した教育・文化の振興に関する事項
- (4) 医療・保健・福祉の充実にに関する事項
- (5) 自然環境と都市機能が調和した圏域づくりに関する事項
- (6) 国際交流の推進に関する事項
- (7) その他両者が必要と認める事項

2 本協定による連携・協力の具体的内容は、両者で協議して定めるものとする。

(協議)

第4条 本協定による連携・協力の円滑な推進を図るため、両者は定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、両者いずれからも改定の申入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 本協定の有効期間中であっても、両者協議のうえ、この協定書を改定することができる。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

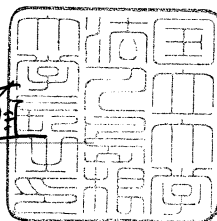
本協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年3月16日

国立大学法人島根大学

学長

服部泰直



中海・宍道湖・大山圏域市長会

会長

長岡秀人

